

令和8年度 静岡県 AI ソリューション開発等支援事業

「シズオカ×AI チャレンジ」

AI 事業者 募集案内

主 催 静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課  
事務局 有限責任監査法人トーマツ

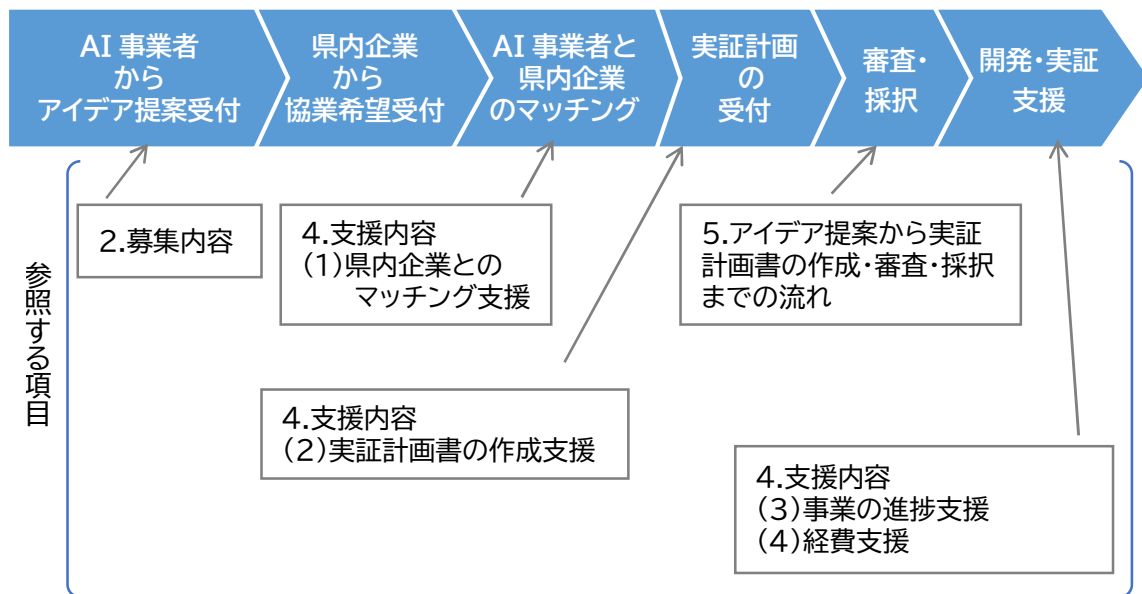
1. 事業概要

本事業は、静岡県内の中小企業等（以下、「県内企業」）による、AIを活用した付加価値の高い製品・サービスの創出等を目指し、AI 開発や AI を活用しソリューション開発ができる事業者（スタートアップ、IT 企業等。以下、「AI 事業者」）と県内企業の協業による新たなソリューションの開発・実証を支援します。

事業の実施に際し、県内企業との協業を希望する AI 事業者を全国から募集します。

採択した AI 事業者には、県内企業とのマッチングによる実データ・実環境を活用した実証機会の提供や開発・実証に係るアドバイスなどの各種支援に加え、開発・実証に係る費用の補助を行います。

<事業の主な流れ>



## 2. 募集内容

---

### (1) 募集アイデア

AI事業者が提案するアイデアで、県内企業（※）との協業による新たなAIソリューションの開発・実証により、県内企業の製品・サービスの付加価値向上、新規事業領域への参入、売上向上等を目指すものを対象とします。

開発・実証のフィールドは、県内を想定しています。

既存パッケージの単純導入や県外のみで完結する取組は対象外とします。AI技術の種類は問いません。

※県内企業とは、静岡県内に本社を登記している事業者を指します。

### (2) 募集要件

次に掲げる事項をすべて満たすAI事業者を対象とします。

ただし、個人での応募はできません。

- ① 中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者）で、法人を設立してから15年未満であること、又は実証実験を行うサービス・プロダクトの開発等の着手が10年以内の中小企業者（事業所所在地は問いません）。
- ② AI技術（機械学習、生成AI、予測モデル等）を活用したプロダクト・サービスを自社で開発・提供できること。
- ③ 開発・実証を的確に遂行する組織、人員等を備えていること。
- ④ 県内企業と協働し、県内で開発・実証を行う意欲があること。
- ⑤ 都道府県税を完納していること。
- ⑥ 会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）でないこと。
- ⑧ 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ⑨ 暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑩ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するものでないこと。
- ⑪ 採択決定までに日本国内に居住している又は居住する予定である者、また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。

### 3. 実証実験の実施・支援期間

---

採択決定から令和9年3月15日（月）まで

### 4. 支援内容

---

AI事業者から提案されたアイデアについて、以下のような支援が可能です。

#### (1) 県内企業とのマッチング支援

AI事業者が提案したアイデアの情報は、県内企業へ公開し、開発・実証の協業を希望する県内企業を募集します。

その後、事務局がAI事業者及び県内企業の双方に対して、ニーズ、技術の適合性、開発・実証に向けた条件等をヒアリングし、最適な組み合わせとなるようマッチングを支援します。

なお、提案した全てのアイデアについて、県内企業から協業希望があることや、県内企業とのマッチングの成立を保証するものではありません。

#### (2) 実証計画書の作成支援

実証の経費支援を希望するAI事業者は、県内企業とのマッチングが成立した後、県内企業と協働の上、実証計画書の作成が必要となります。

実証の経費支援（AIソリューション開発等支援事業補助金）は、実証計画書を対象とする審査を経て、採択を受けたAI事業者のみが申請することができます。

実証計画書の作成に当たっては、希望に応じて事務局による助言を受けることができます。

#### (3) 事業の進捗支援

採択後は、事業成長につながる専門的アドバイスが可能な担当メンターが開発・実証を伴走支援します。

#### (4) 経費支援

採択した実証計画について、「AIソリューション開発等支援事業補助金交付要綱」に基づき、経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、以下の経費を最大500万円（補助率2分の1）助成します。

申請対象となる経費の概要は以下のとおりです。詳細は、「AIソリューション開発等支援事業補助金交付要綱」で確認ください。

- ① 設備備品費（開発実証事業の実施に必要な設備備品（取得価格10万円以上）を

レンタルする場合に要する経費)

- ② 消耗品費（開発実証事業の実施に必要な物品（取得価格 10 万円未満）の製作および購入に要する経費）
- ③ 謝金（開発実証事業の実施に必要な活動を行うため、協力者等に支払う謝金等）
- ④ 外注費、保守費、改造修理費（開発実証事業の実施に必要な開発設計に伴う経費、データの分析に必要な経費等）
- ⑤ 通信運搬費（開発実証事業の実施に必要な物品の運搬費やデータ通信費等）
- ⑥ 広報活動費（開発実証事業の実施に必要な広告宣伝費等）
- ⑦ 交通費（開発実証事業の実施に必要な国内の交通費等）

なお、補助金の交付を受けるためには、別途県に対し補助金交付申請が必要です（詳細は「9. 採択後の準備が必要な書類」を参照してください）。

(5) 経費支援に係る留意事項

- ① 対象経費は、県より交付決定を受けた日以降に契約を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したもののだけとなります。事前着手はいかなる理由であっても一切認められませんので、ご注意ください。
- ② 補助金は、補助事業終了後、県が実績報告書の内容を確認し完了検査を実施した上で、補助事業者に対して支払うものとします。したがって、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります（概算払いはありません）。
- ③ 補助事業は補助事業計画の目的を達成するために行う事業です。補助事業による成果や目的に資する経費ではない場合、補助対象経費と同様の区分であっても補助対象経費として認めない場合があります。
- ④ 補助事業を行うに当たっては、補助対象経費として区分経理を行ってください。

5. アイデア提案から実証計画書の作成・審査・採択までの流れ

本事業の主な流れは、AI 事業者によるアイデア提案（エントリー）、県内企業とのマッチング、実証計画書の作成・提出、1次審査（書面審査）、2次審査（面接）、採択、補助金申請、開発・実証となります。

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
AI事業者	アイデア提案		実証計画書の作成		補助金申請	開発・実証				
県内企業		マッチング 協業希望		審査採択	交付決定					成果報告

(1) アイデア提案（エントリー手続き）

本事業にエントリーを希望する AI 事業者は、以下のフォームに、必要事項を記入の上、令和 8 年 7 月 31 日（金）17 時までアイデア提案の登録を完了してください。

アイデア提案（エントリー）フォーム：<https://forms.office.com/e/73zpdASkK6>

なお、本事業に関する個別相談会（オンライン）を令和 8 年 6 月 29 日（月）から 7 月 3 日（金）に開催します。個別相談会への参加を希望する AI 事業者は、以下の申込フォームにより申込みしてください。申込みは先着順となります。枠がなくなった時点で個別相談会の受付は終了とします。

個別相談会は、アイデア提案（エントリー）前でも、申込することができます。

個別相談会申込フォーム：<https://forms.office.com/e/0HWGmhyufd>

(2) 県内企業とのマッチング

AI 事業者が提案したアイデアは、事務局が県内企業に対して提案するテーマとして適当と認められたものを「シズオカ×AI チャレンジ」ホームページに公開し、AI 事業者と協業を希望する県内企業を募集します。

その後、事務局が双方（AI 事業者等と県内企業）のニーズや条件等を踏まえて、マッチングを支援します。

なお、提案された全てのアイデアが、県内企業向けに公開されるものではありません。

シズオカ×AI チャレンジ HP：<http://shizuoka-ai-challenge.ship-shizuoka.jp/>

(3) 実証計画書等の作成

実証の経費支援を希望する AI 事業者は、県内企業とのマッチングが成立した後、県内企業と協働の上、実証計画書を作成し、提出してください。

**【提出書類】**

- ① 実証計画書
- ② 会社概要資料（任意様式）

実証計画書は、以下のサイトから様式をダウンロードの上、必要事項を記載して提出してください。記載方法及び指定ページ数等は、各様式に記載しています。万が一、上記サイトにアクセスできないなどの不具合が生じた場合は、後掲の「10.問い合わせ先」に記載の連絡先まで連絡をお願いします。

静岡県 HP :

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/1040895/1083015/index.html>

#### (4) 実証計画書の提出

令和8年9月11日(金)17時までに、実証計画書等の提出書類を以下の事務局メールアドレス宛に提出してください。

メール件名：実証計画書等の提出について

事務局メールアドレス：shizuoka-ai-challenge@tohatsu.co.jp

ファイルサイズは10MB未満としてください。ファイルサイズが10MB以上となる場合は提出メールを事務局が受け取ることができません。メールの提出後、2営業日以内に事務局より受領確認メールが届かない場合は、本応募は完了していません。提出資料のデータ容量が10MB未満となっているか確認の上、再提出してください。

#### (5) 一次審査

一次審査は実証計画書等の提出書類のみで行います。審査を行うにあたり、事務局より個別に提出書類の確認を行う場合があります。選考基準は下記のとおりです。

##### 【選考基準】

- ① 製品・サービスの新規性
  - ✓ 県内企業と協業して創出する新たな製品・サービスは、新規性や独自性を有しているか。
- ② 県内企業との適合性
  - ✓ 県内企業と協業して創出する新たな製品・サービスは、県内企業の課題やニーズを的確に捉え、その解決に資するものとなっているか。
- ③ 市場創造性
  - ✓ 県内企業と協業して創出する新たな製品・サービスは、新たな市場の開拓・獲得に繋がるか。
- ④ 開発・実証の有効性・実現可能性
  - ✓ 実施体制やスケジュールは実現可能なものとなっているか。
- ⑤ 静岡県での事業展望
  - ✓ AI事業者は、静岡県内で本事業終了後も引き続き事業を展開していく計画や意思を有しているか。

(6) 二次審査（プレゼン）

書類審査を通過した実証計画を対象に、外部有識者等で構成する審査会による選考会（オンライン）を行います。選考は主に、提案プロジェクトのプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答で行います。一次審査を通過した AI 事業者の出席は必須です。

**【選考基準】**

一次審査と同様

なお、採択件数は3件を予定しています。

(7) 採択後

- ① 採択を受けた（二次審査を通過した）AI事業者は、補助金申請手続に必要な書類を作成の上、提出してください。
- ② 申請に必要な書類の詳細については、採択結果の通知とあわせて案内をします。（詳細は「9. 採択後の準備が必要な書類」を参照してください）。

6. 事業スケジュール

---

- ① AI事業者のアイデア提案受付（エントリー）  
令和8年7月31日（金）17時まで
- ② 県内企業の協業希望受付・AI事業者と県内企業のマッチングの実施  
令和8年6月下旬～令和8年8月20日（木）まで
- ③ 実証計画書の受付  
令和8年8月10日（月）～令和8年9月11日（金）17時まで
- ④ 1次審査（書類審査）結果通知※<sup>1</sup>  
令和8年9月中旬
- ⑤ 2次審査（プレゼン審査）の実施  
令和8年10月上旬
- ⑥ 採択結果通知  
令和8年10月中旬
- ⑦ 補助金の申請・交付決定

令和8年10月下旬

⑧ 開発・実証※<sup>2</sup>

令和8年11月上旬～令和9年3月15日（月）まで

※1 審査期間における各種スケジュールは変更となる可能性があります。変更となった場合は、応募者宛にメール等により随時通知します。

※2 実施期間内に事業を完了させ、事業完了報告書を提出する必要があります。

## 7. 個人情報・提出書類の取扱い、その他留意事項

---

### (1) 個人情報の取り扱い

① 事業参加に当たって登録いただいた個人情報は、静岡県において以下の目的のみ使用し、その他の目的で利用することはありません（ただし、法令等により求められた場合は除く）。

- ✓ 提案アイデア、実証計画書に係る応募者への問い合わせ
- ✓ 県内企業とのマッチング、審査会の実施に係る連絡・調整
- ✓ 採択候補者の選定
- ✓ 審査結果の通知
- ✓ 採択以降の本事業の実施に係る各種事務の履行のために必要と思われる事項の連絡・調整
- ✓ 今後の静岡県事業に関する情報提供

② 登録いただいた個人情報は、「静岡県個人情報保護制度」に則って取り扱います。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/kojinjohohogo/1002312/1011646.html>)

③ 採択された実証計画の情報や開発・実証時の写真・動画等について、事務局や県内企業等が広報活動に利用させていただく場合があります。御承諾いただける方のみ、御応募をお願いします。

④ 静岡県は、本事業のエントリー受付に係る業務を有限責任監査法人トーマツに委託しています。

### (2) 提出書類の取扱い

① 実証計画書の作成及び提出等に係る費用は応募者（実証計画書の提出者）の負担とします。

② 提出された実証計画書は、本事業における採択、採択後の開発・実証の支援以外の目的では使用しません。

- ③ 提出された実証計画書は、本事業における採択、採択後の開発・実証の支援を行うために必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ④ 実証計画書の提出後、事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ⑤ 実証計画書の提出は1者につき1案のみとします。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。
- ⑦ 実証計画書の著作権は応募者（実証計画書の作成者）に帰属します。
- ⑧ 実証計画書に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は応募者（実証計画書の作成・提出者）が負うものとします。

### (3) その他留意事項

#### ① 成果の帰属

補助事業によって得られた知的財産権等は、補助事業者（AI事業者）に帰属します。なお、補助事業終了後も県内企業と協業を継続する場合の権利、経費負担等は、AI事業者と県内企業と協議の上、実証計画書を作成する際（補助事業に着手する前）に、決定しておいてください。

#### ② 補助金重複受領の禁止

実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む。）について、本補助金と他の公的な補助金等を重複して受けることはできません。重複受領の事実が判明した場合は、不採択の決定又は採択の取消を行うことがあります。

#### ③ 補助事業者が「静岡県補助金等交付規則」等に違反する行為等をした場合は、補助金の交付取消・返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

## 8. 成果の報告及び公表等

---

採択決定後、事業名、代表者名及び開発・実証事業の概要を、県のホームページ等で公表します。また、開発・実証の成果は、報告書の提出により報告していただきます。この際、本事業の経費を活用して実施した内容は、原則として公開していただきます。なお、公開する情報の範囲（新製品・新サービスに関する情報など）については、事務局と調整することが可能です。

## 9. 採択後に準備が必要な書類

---

採択者は、採択結果通知後、静岡県に対して補助金の交付申請をしていただきます。

交付申請時に、以下の書類も提出していただきますので、速やかに提出いただけますよう、御準備をお願いします。補助金の交付申請等の詳細については、「AIソリューション開発等

支援事業補助金交付要綱」(静岡県 HP :

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/1040895/1083015/index.html>) を御参照ください。

- ・決算書又は確定申告書(直近2期分)
- ・法人登記簿謄本(3か月以内に取得したもの)
- ・都道府県税の納税証明書(本会社が所在する都道府県の税証明発行窓口で「全ての税目で未納額がないことが分かる」証明書を取得してください。)

#### 10. 問い合わせ先

---

「シズオカ×AI チャレンジ」(静岡県AIソリューション開発等支援事業)事務局  
有限責任監査法人トーマツ 担当:下元、三石

Mail: [shizuoka-ai-challenge@tohmatu.co.jp](mailto:shizuoka-ai-challenge@tohmatu.co.jp)

受付時間: 平日10時~17時

専用サイト: <http://shizuoka-ai-challenge.ship-shizuoka.jp/>